

全学質保証会議規程

規定第1268号

一部改正 2021年4月1日
2025年4月1日

(目的)

第1条 法政大学は、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たすため、内部質保証に恒常的・継続的に取り組む。

2 法政大学は、前項を実現するため、法政大学の内部質保証の取り組み状況を把握・調整するとともに、改善状況の点検・監理による組織的な内部質保証の推進及び実質化を実現することを目的とし、全学質保証会議を置く。

(審議事項)

第2条 全学質保証会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 点検評価企画委員会及び大学評価委員会を含む学内の質保証に関係する委員会等での取り組み状況の把握及び調整に関すること
- (2) 教育研究の質向上に資する施策の提案に関すること
- (3) 認証評価等の外部評価機関の評価に関すること
- (4) その他、議長が必要と認めた事項に関すること

(構成員)

第3条 全学質保証会議の構成員は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 総長
- (2) 業務執行理事 全員
- (3) 副学長 全員
- (4) 副学長補佐 全員
- (5) 大学評価室長
- (6) 総長室長
- (7) 統括本部長 全員

(議長)

第4条 全学質保証会議は総長が招集し、議長となる。

2 総長は副議長に議長を代行させることができる。

(副議長)

第5条 副議長は議長を補佐する。

副議長は構成員のうちから議長が指名する。

(定足数及び議決)

第6条 全学質保証会議は、第3条第1項に定める委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(作業部会の設置)

第7条 全学質保証会議が必要と認めた場合には、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の構成や運営等については、設置の際に全学質保証会議が決定する。

(事務局)

第8条 全学質保証会議の事務は、総長室付大学評価室が担当する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、全学質保証会議の議を経て、職務権限に基づき行うものとする。

付 則

- 1 本規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2021年4月1日から一部改正し、施行する。
- 3 本規程は、2025年4月1日から一部改正し、施行する。

(追58)